

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得（平成27年防衛装備庁公示第1号）を熟知の上、参加されたい。

- 記
- 1 入 札 方 式

一般競争入札
- 2 入 札 日 時

令和8年7月28日（火）16時05分
- 3 入 札 場 所

防衛装備庁 調達事業部 電子音響調達官事務室（電子入札・開札システムのみの場合）
防衛装備庁 第2入札室（D棟2階）（紙による入札がある場合）
- 4 参 加 資 格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 5 入 札 方 法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保 証 金

入札保証金・・・免除
契約保証金・・・契約金額の10/100以上の現金又は銀行との間の連帯保証状を通常とする。
- 7 保 証 金 の 処 分

契約保証金は契約者がその義務を履行しないときは、国庫に帰属する。
- 8 保証金納付の免除

6の保証金以上の金額につき、保険会社との間に国を被保険者とする履行保証保険契約を結んだときは契約保証金を免除する。
- 9 入 札 の 無 効

4の参加資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- 10 契約書作成の有無

有
- 11 適用する契約条項

売買契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
電子管の寿命時間に関する特約条項
- 12 入札に付する事項

調達要求番号	品名	規格	数量	納入場所	納期	摘要
2-08-2050-025A-HN-5113	電子管 M1628	仕様書のとおり	20EA	各地	R10.1.31	
(1)説明会無						
(2)見本提出無						
(3)内訳書提出無						
(4)提出書類等無						
13その他						
(1)防衛装備品等調達システムの利用	本件は、防衛装備品等調達システムを利用する案件である。防衛装備品等調達システムによる入札の場合、入札書の受領期間は行政機関の休日を除く令和8年7月21日（火）09時30分から令和8年7月27日（月）18時00分までとする。なお、防衛装備品等調達システムの障害により、入札取り止めを含め、本公告が変更となる場合がある。また、防衛装備品等調達システムにより難い者は、令和8年7月27日（月）までの行政機関の休日を除く09時30分から18時00分の間に防衛装備庁電子音響調達官調達第3班に「紙入札参加届」を提出すること。					
(2)端数処理	入札書に記載された金額の110/100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。					
(3)下請負	現に指名停止を受けている者の下請負（下請負の届出によるものを除く。）については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合 には、この限りではない。					

(4) その他

本書記載事項の詳細及び仕様書等の貸出又は閲覧については防衛装備庁電子音響調達官調達第3班（問い合わせ先：03（3268）3111内線（35406））に照会のこと。11に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を適用する。落札者は、「生産性向上推進制度に関する特約条項」を付することができる。

入札金額が当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、または、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、落札者としがない場合がある。